

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置」の検討について

●背景

平成30年6月に施行された絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成29年法律第51号。以下「種の保存法」という。）附則第10条に基づき^(※)、規定の施行評価及び講ずべき措置の検討が必要。

（※参考）

・附則第10条

政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

●検討スケジュール

R5 年度

○R6年3月21日

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価会議」設置・検討開始（＜保全＞及び＜流通＞の合同開催）

- ・種の保存法に関する施行状況評価及び講ずべき措置の検討スケジュールの報告、委員からの意見聴取 等

R6～7 年度（予定）

○「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価会議」の開催・取りまとめ

＜保全＞2回（11月・1月）、＜流通＞2回（10月・12月）、合同を1回開催

➤ 施行状況評価をもとにした改善すべき課題整理



●「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会」（仮称）設置・検討開始

- 講ずべき措置について報告書
- 制度改正等が必要な場合には小委の要否検討

※R6年度～第5次環境省レッドリストについて、分類群ごとに順次公表予定

※R7年度(2025年11月)にワシントン条約第20回締約国会議が開催予定



R7年度以降 中環審（野生生物小委員会）

- 検討会での検討結果を報告
- 制度改正等を伴う場合には必要に応じて諮問

●保全に関する評価事項

【第1回会議（11／12）】

■国内希少野生動植物種の指定について

- ◇ 指定の状況
- ◇ 特定第二種国内希少野生動植物種の指定状況【前回法改定事項】

■生息地・生育地の保全について

- ◇ 生息地等保護区の概要
- ◇ 自然共生サイトにおける特定第二種国内希少野生動植物種の保全状況

【第2回会議（R7／1／31）】（予定）

■保護増殖事業について

- ◇ 保護増殖事業の状況
- ◇ 認定動植物園の状況【前回法改定事項】

■国内希少野生動植物種の扱いにかかる問題（放出等）